

# 川俣事務所 かわら版 No. 98 (2022. 3)

発行 社労士法人 川俣労務管理事務所 川俣 雅英

足立区関原3-26-16 TEL 03-3889-1706 FAX 03-3889-1709

法人番号 2011805001774 e-mail:mshd@office-kawamata.gr.jp

## 育児・介護休業法 改正のポイント (令和4年4月1日施行)

1. 育児休業の申し出が円滑に行われるようにするために、次のいずれかの措置を講じなければなりません。

- ① 育児休業に関する研修の実施
- ② 育児休業に関する相談体制の整備等（相談窓口設置）
- ③ 自社の労働者の育児休業取得事例の収集・提供
- ④ 自社の労働者への育児休業制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

2. 本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、育児休業制度等に関する次の事項の周知と休業の取得意向の確認を個別に行わなければなりません。

周知事項	① 育児休業に関する制度 ② 育児休業の申し出先 ③ 育児休業給付に関すること ④ 労働者が育児休業期間について、負担すべき社会保険料の取り扱い
個別周知・意向確認の方法	① 面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか ※ ①はオンライン面談も可 ③、④は労働者が希望した場合のみ。

3. 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

### 【現行】

(育児休業)
①引き続き雇用された期間が1年以上であること
②子が1歳6ヵ月に達する日までに契約期間が満了することが明らかでないこと
(介護休業)
①引き続き雇用された期間が1年以上であること
②介護を開始しようとする日から93日経過後6ヵ月が経過する日までに契約期間が満了することが明らかでないこと



### 【令和4年4月1日から】

(育児休業)
①子が1歳6ヵ月に達する日までに契約期間が満了することが明らかでないこと ※ 労使協定の締結により、引き続き雇用された期間が1年未満の労働者を除外することはできません。
(介護休業)
①介護を開始しようとする日から93日経過後6ヵ月が経過する日までに契約期間が満了することが明らかでないこと ※ 育児休業と同様に、引き続き雇用された期間が1年未満の労働者を除外することはできません。

## 健康保険の保険料率が改定されます (令和4年3月1日から)

協会けんぽ及び一部の健康保険組合の保険料率が改定されます。

令和4年3月中に支給される賞与については、新しい保険料率が適用になりますので、ご注意ください。

新しい保険料率及び各被保険者に係る保険料については、追ってご案内いたします。